

射水市新庁舎整備基本構想における記述（基本構想 P 24）

2 現庁舎・跡地の利活用

(1) 基本的な考え方

現庁舎には、耐震性能が不足している庁舎もあり、早急に方針を決定する必要がありますが、一方で、市の重要な資産でもあり慎重な検討が求められます。

特に、現庁舎が位置する場所は、これまで旧市町村単位で各々市街地を形成し、発展を遂げてきた中心的な場所であったと考えられ、射水市のまちづくり計画（新市建設計画）の中では、現庁舎が位置する周辺を地域拠点と位置付けています。

また、同計画では、市域を土地利用の状況や機能配置等の特性に応じて、「新都市」、「都市」、「田園」、「産業」、「丘陵」の5つのゾーンに区分した上で、ゾーン別に各エリアの整備方針を整理しています。

これらのことから、ゾーン別の整備方針を考慮しながら各地域の個性を生かせる地域拠点として利活用策を検討し、その検討の中で、引き続き市有財産とするのか民間へ売却や賃貸とするのかについても精査していくことが望ましいと考えます。

(2) 利活用の具体例と今後の検討

各種団体等との意見交換会や射水市新庁舎整備基本構想検討委員会の提言も踏まえ、今後設置する協議組織において、「基本的な考え方」を踏まえたより具体的な検討を地域の皆さんとともに進めていくこととします。

また、既存の建物に改修等を施し活用するのか、解体し必要な規模の建物を新たに整備するのかについては、それぞれに賛否両論があることから、慎重に検討を進めることとします。

これまでの意見交換会や検討委員会等での主な意見

庁舎	意 見
小杉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎周辺に教育機関、文化施設、体育施設等が集積していることを踏まえた利活用策の検討 ・ 子どもや高齢者が共に憩える場などとして現庁舎を活用 ・ 総合的な福祉の拠点施設として活用
新湊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎跡地に「ハブ機能を有する公共交通ターミナル」を設置し、加えて宿泊施設、コンベンション・コミュニティ施設、商業・サービス業施設、工業・物流振興のための進出企業相談施設等の併設 ・ 庁舎跡地の一部を消防の訓練用地として活用 ・ 庁舎跡地に植栽などをした防災公園の整備 ・ 引き続き、曳山の提灯の取替えスペースを確保してほしい
大門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間活用の検討（解体、売却、賃貸等） ・ 東側空き地の一部をグラウンド等として活用
下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部地区の拠点として現庁舎を耐震補強の上活用 ・ 窓口施設とあわせ、東部地区の中央サロンの機能の付加
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎跡地は全て売却